

# 2019年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

## (既 修 者)

以下に続く資料は、2019年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム・学生ポータル Mercas(Web シラバス)>

<http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/ct.html>（「学外の方用」よりログイン）  
ID、パスワードの入力なしでログインして閲覧ができます。

2019/3/1 現在

## 公法演習 I 渡邊康行

渋谷秀樹ほか『憲法事例演習教材』（有斐閣、2009年）をテキストとして、授業を行います。第1部第2問「個人と団体」、第6問「思想・良心の自由」、第7問「政教分離原則」……という順に進む予定です。さしあたり、各単元の Questions を眺めておいてください。より詳細な予習指示は、3月末ごろ行います。

授業は憲法に関する一定水準の知識があることを前提として進めますので、各自の基本書を読み返したり、憲法判例百選 I・II などを使って判例を復習したり、しておいてください。なお、授業担当者の基本的立場がまとまった形で示されている文献としては、渡辺・宍戸・松本・工藤『憲法 I 基本権』（日本評論社、2016年）をお薦めします。

+++++

## 民法法演習 I 石田剛

民法法演習 I（春・夏学期）では、民法の領域から、主に総則・物権と債権各論の分野の諸問題を素材として取り上げ、毎回 A 4 で 1 枚以内の設例を分析する形で授業を行います（債権総論・担保物権の分野は、主に民法法演習 III（秋・冬学期）で扱われる予定です）。

もともと、本演習は、財産法の横断的・体系的理解を深めることを目的としているので、講義中に触れる内容は財産法の全般に及ぶと考えておいてください。そのため、学期開始までに、各自手持ちの教科書・体系書・判例集などで復習し、財産法の全体像をできるだけクリアーに描けるようにしておいてください。教科書や演習書は特に指定しません。

毎回のテーマは、事前に詳細には提示しない方針ですが、初回の授業では、総則分野から、権利能力のない社団、民法 94 条 2 項類推適用に関連する設例を用いる予定です。設例は、授業開始の 2 週間前に事務を通じて配布します。予習課題に示された問題にどのように答えるべきか、少なくとも簡単なメモを手元に準備するつもりで毎回予習をしてください。

履修登録の完了後は、設例は、CELS（Web 上の新学務情報システムの名称）に随時アップする方法で提示します。

+++++

## 民事執行法 杉山悦子

下記の問題を考えながら、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法〔第5版〕』の第1章を読んできてください。

- ・ 自力救済・執行が禁止されるのはなぜか。
- ・ 執行機関が国であるのはなぜか。民間機関で代替できないか。
- ・ 民事保全は何を目的とした制度か。教科書2頁の土地の二重譲渡のケースで第一買主がとることのできる措置としてどのようなものがあるか。
- ・ 担保権実行手続は歴史的にはどのような法律で規律されてきたか。担保権者が担保目的物に対する優先弁済権を有していることは自力執行を認める根拠となるか。裁判所が関与する必要があるのはなぜか。

+++++

## 刑事法演習Ⅰ 橋本正博、葛野尋之

### 1. 予習内容

この科目では、刑法および刑事訴訟法の基礎を確認しながら、学んできた解釈論に関する知識を用いて、具体的な事案をいかに解決するか、という課題にとりくみます。基本判例を含め、刑法・刑事訴訟法の全体をひととおり理解していることが前提になります。

前半5回（および中間試験）は、橋本が担当し、実体法に関するテーマを扱います。予定されているのは、1 不作為犯、2 未遂犯（実行の着手と関連問題）、3 共同正犯の限界（共同正犯関係からの離脱・共謀の射程）、4 窃盗罪（占有・不法領得の意思）、5 文書等偽造罪です。それぞれの論点にかかわる判例を復習するとともに、土台を確認するつもりで、自分の使用してきた刑法の教科書を読み直しておいてください。なお、第1回授業のための予習事項は、具体的な質問項目の形で、改めて指示します。

後半は、葛野が担当し、手続法に関するテーマを扱います。毎回、基礎的事項の確認、重要判例の理解の確認、設例についての検討を、設問に回答してもらう形で進めます。各回の基礎的事項の確認については、事前学習の課題として提示してあります。判例の理解としては、たんに「判例はこう言っている」と、判旨を覚えるだけではなく、法の解釈と法の適用の両面において、「判例はなぜ、どのような考えに立って、そのように判断したのか」を理解する必要があります。授業は、基礎的事項についての理解ができていることを前提に進めます。実体法に

比べ、手続法の基礎的学習がまだ十分でない人もいられるかもしれませんが、十分学習してきた人も、再確認しておくことが望ましいと思います。各人、自分の使っている『教科書』をこの機会に1～2回「通読」しておくことを勧めます。その際には、必ず条文を参照し、条文のどの言葉がどのように解釈され手いるのかを確認すること、また、重要判例を参照すべきですが、そのときは、判断の前提となった事実および事実への法の適用の仕方についても、その裁判所がした判断を追体験するつもりで読み込んでおくことが重要でしょう。三井誠編『判例教材・刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）などが有用でしょう。

## 2. 推薦図書

刑法・刑事訴訟法については、受講者は既に相当程度に学習が進んでいるはずですから、各自の使い慣れた教科書の理解を深めることが第一です。この科目として特定の教科書を指定する予定はありません。

+++++

# 行政法Ⅰ 下山憲治

## 1 行政法の特徴

行政法について、憲・民・刑をはじめとする他の科目と、論証方法（いわゆる法的三段論法＝規範の発見とその解釈・判断基準の具体化、重要な事実の抽出、そして、その事実を評価し、判断基準に当てはめて結論を出すこと）は基本的に同じです。もっとも、それらとは違う点で注意すべき点もあります。行政法は、民法典や刑法典のような統一法典がありませんから、適用すべき法令・関連法令の発見は重要で、比較的広く目配せをしておく必要があります。もちろん、具体的な事件を前提にすると、どの法律（さらには、どの条文の、どの文言）の問題なのか、関係する法律と政省令などの命令（法令）、条例・規則（例規）など、最終的には、自分自身で見つけ出すことができなければなりません。また、法科大学院で学修する際には、これら法令・例規が掲載されているWEBサイトや印刷物・出版物で、その内容を確認し、関係する文献を見つけ参考にしながら、法制度の構造を把握し、問題となる条文や文言を解釈することが必要になります（いわゆる仕組み解釈）。法律の読み方・用語の使い方は他の科目でも重要ですから、あらかじめ理解しておきましょう。

## 2 一般的教科書類

行政法に関する入門的教科書としては、芝池義一『行政法読本』、下山憲治・友岡史仁・筑紫圭一『行政法』、野呂充・野口貴公美・飯島淳子・湊二郎『行政法』

(それぞれ最新版が必要)があり、まず、全体を把握するためにはよいかもしれません。ただし、法科大学院の授業ではこれら入門書では十分に対応できません。また、最新の法令や裁判例を反映した内容が重要で、教科書類も最新版であることが必要です。

行政法関係の一般的な教科書としては、稲葉＝人見＝村上＝前田『行政法』、曾和＝山田＝亘理『現代行政法入門』、高橋滋『行政法』や中原茂樹『基本行政法』(それぞれ最新版が必要)など1冊で済むものと、2冊から3冊に分かれた詳しい教科書、たとえば、宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』などがあります。どの教科書も一長一短があります。法科大学院では、これら教科書ばかりに頼るのではなく、自分でオリジナル・ノートを作るつもりでなければいけません。具体的な事件を実践的に解決しようするとき、教科書は「書いてないことだらけ」ですから、それはそれとして割り切らなければなりません。教科書類に加え、最新の『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』も不可欠です。また、裁判例は、必ず、判旨に該当する部分だけではなく、争点となる判決部分全体を読んでおくようにしてください(できれば、地裁判決から)。また、判例百選の判旨として記載されている部分はその裁判例の重要なポイントのすべてが網羅されているとは思わないでください。そこでは取りあげられていない論点は多々あり、具体的な事件を解決するうえではとても重要です。そのような論点は、授業でも取り上げられます。

### 3 終わりに

以上、みなさんが相応の準備や予習を前提に、授業を進めます。シラバスシステムにレジュメや学修指示等を遅くとも一週間前までに掲示しますので、十分に準備しておいてください。その場ではじめて勉強しようとは、決して思わないでください。

+++++

## 会社法 仮屋広郷

### 1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』(弘文堂、第20版、2018年)を利用します(第21版が出た場合にはそちらを利用します)。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」(P.1～P.3)、「会社法の法源と構造」(P.11～P.12)、「株式会社法の歴史」(P.32～P.42)、「組織変更」(P.343～P.344)を扱う予定です。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』(有斐閣、第3版、2016年)も利用するの

で、各自で購入しておいてください。

## 2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）をあげておきます。なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。また、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革の背景（神田 20 版 41 頁～42 頁・179 頁～181 頁と関連する話）を知りたい人は、次の動画を見てみてください（一橋大学創立 140 周年記念講演会の動画ですが、40 分で見ることができる平たい話です）。

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=-fleMiugfTE>

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサル会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと思います。自分もそうだと思う人は、拙稿「ESG 投資によせて」法律時報 2018 年 5 月号 100 頁以下と、その論文評である有吉尚哉「正しく見えることの落とし穴」（Web 日本評論：<https://www.web-nippy.jp/8598/>）を読んでみてください。制度は人間が作り出すものなので、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。また、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014 年）なども読んでみるとよいと思います。同書については、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第 2 代本学法科大学院長で、5 件も無罪を勝ち取った経験をお持ちの方です）が、この本は一面の真実を語っているとコメントされていました（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾をいただいています）。

+++++

## 労働法 I 相澤美智子

労働法の初学者を対象とした講義をします。労働法は、本学のカリキュラムにおいては「労働法 I」と「労働法 II」に分かれているため、まず全体像を把握していただくことが重要だと考えます。春休みの予習としては、下記のテキストを通読してください。

和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義 [著] 『労働法〔第 2 版〕』（日本評論社、2019 年）

講義の詳細は、初回講義にてお話しします。講義の 1 週間ほど前には manaba（事務室注：入学後使用可能となるシステムです。）にレジユメをアップロードします。毎回の講義にあたっての指示も manaba に合わせて掲載しますので、確認するようにしてください。

+++++

## 西洋法制史 屋敷二郎

※特に予習指示はありません。

+++++

## 比較刑事司法 王雲海

※特に予習指示はありません。

+++++

## 国際法 南諭子

※特に予習指示はありません。